

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第8号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「，総合教育センター所長」を削り，「担当部長」の右に「(3の項に掲げるものを除く。)」を加え，「，総合教育センター副所長」を削り，「御所東小学校開設準備室副室長，伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室副室長」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室副室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室副室長」に改め，「総合教育センター教員養成支援室長」の右に「，総合教育センター学校統合推進室向島秀蓮小中学校開設準備室長」を加え，同表2の項中「若しくは中学校において」を「，中学校若しくは小中学校（京都市立義務教育学校条例により設置する義務教育学校をいう。以下同じ。）において」に，「若しくは中学校の」を「，中学校若しくは小中学校の」に，「又は中学校」を「，中学校又は小中学校」に改め，同表3の項中

「

指導部長，教育相談総合センター所長及び野外活動施設花背山の家所長が属する職制上の段階	部 長
--	-----

」

を

「

総合教育センター所長	局 長
指導部長，担当部長，総合教育センター副所長，教育相談総合センター所長及び野外活動施設花背山の家所長が属する職制上の段階	部 長

」

に，「御所東小学校開設準備室長，伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)